

定期報告に関するQ&A（八戸市）

Q1	報告対象となる建築物はどのようなものか。報告を行うべき時期はいつか。
A1	市ホームページ（定期報告制度）（以下、「市HP」という。）の「定期報告の対象となる建築物について」をご覧ください。 報告の時期については、市HPの「定期報告の時期について」をご覧ください。 なお、報告対象・報告対象外どちらの建築物でもあっても、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない（建築基準法第8条）ため、適切に維持管理してください。
Q2	消防に報告しているが、市役所から定期報告の通知が届いた。なぜか。
A2	消防法に基づく制度とは異なり、建築基準法に基づく定期報告制度です。それぞれ報告が必要です。
Q3	昇降機の点検を業者にしてもらったばかりだが、市役所から定期報告の通知が届いた。どうすればよいか。
A3	定期検査報告の検査とは異なる場合もあるので、点検してもらっている業者へ「建築基準法による定期検査報告の通知が届いた」とお伝えください。
Q4	報告を行わない場合、罰則はあるのか。
A4	定期報告は建築基準法第12条に定められており、報告を怠ることは法令違反となります。その場合、100万円以下の罰金が科せられることがあります。（同法第101条） ※定期報告制度は、事故を未然に防ぐために、建築物の防災上の機能などについて、専門知識を持った人に定期的に見てもらうものです。また、指摘を踏まえて計画的に維持管理・修繕を行うことで、長期的にみて建築物の維持保全費用を抑えることにも繋がると考えられます。
Q5	定期調査（検査）報告が必要な建築物の管理者に対して、報告が必要となる時期の前に通知書が送付されるのか。
A5	以前に報告をいただいた場合、その報告書に記載の管理者様へ通知書を送付しています。これまでに報告をいただいていない場合等、お知らせできないこともあります。 ※前回報告以降に特定建築物・特定建築設備等の異動届（第9号様式）を提出いただいた場合、異動後の管理者様へ通知書を送付します。
Q6	定期調査（検査）報告の通知書が送られてこない場合は、報告義務がないと考えてよいか。
A6	定期報告の対象である場合は、定められた時期に報告をお願いします。 建築基準法第12条では、所有者又は管理者（所有者と管理者が異なる場合においては管理者。）に報告義務が課せられているので、特定行政庁からの「通知書の有無」は「報告義務の有無」とは無関係です。 ※市HPの報告対象の欄をご覧になっても報告対象かどうかわからない場合は、当該建築物の設計者、施工者にお問い合わせいただくか、市庁別館6階の建築指導課窓口へ建築物の用途規模等がわかる図面をお持ちください。
Q7	前回の特定建築物の定期調査報告から3年が経過していないのに通知書が届いた。なぜか。
A7	本来報告すべき年度から遅れて報告書を提出していると思われます。 （例）本来報告すべき年度が平成30年度であったが、遅れて平成31年度に報告した場合 2年後の令和3年度（次に報告すべき年度）に通知書が届きます。
Q8	定期調査報告の通知書が届いたが、調査者を紹介してもらえないか。
A8	市では調査者の紹介をしていません。
Q9	定期調査（検査）報告書の報告者とは誰か。

定期報告に関するQ&A（八戸市）

A9	<p>建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合は、管理者。）です。</p> <p>「管理者」については、法的に明確な規定はありません。建築物の維持管理、長期的な修繕計画等に対して、権限のある方が管理者と考えます。</p>
Q10	<p>現在、対象建築物を使用していない、又は一部を使用しておらず、使用している部分が報告対象の規模未満であるが、報告は必要か。</p>
A10	<p>・建物を完全に閉鎖している。</p> <p>・使用していない部分を完全に閉鎖しており、使用している部分が報告対象規模未満のいずれかの場合、報告は不要です。「定期報告に該当しない旨の届出書」にその旨を記載して提出してください。</p> <p>なお、再使用した場合や使用している部分が報告対象の規模に達した場合、報告対象になります。また、用途変更や増築等により使用している部分が報告対象の規模に達した場合も、報告対象となります。</p>
Q11	<p>解体したが何か届出は必要か</p>
A11	<p>「定期報告に該当しない旨の届出書」にその旨を記載して提出してください。</p>
Q12	<p>建物を売却した（管理者が変わった）が、通知書がきた。どうすればよいか。</p>
A12	<p>「特定建築物・特定建築設備等異動届（第9号様式）」に必要事項を記入して提出してください。</p>
Q13	<p>報告書の提出は郵送でもよいか。</p>
A13	<p>郵送でも受付しています。</p> <p>副本の返却が必要な場合、返信に必要な額の切手を貼り、返信先を記入した封筒を同封のうえ、提出してください。（返信用封筒が同封されていない場合、返信いたしませんのでご了承ください。）</p>
Q14	<p>特定建築物（建築設備）の調査（検査）内容は国土交通省の告示のとおりか。</p>
A14	<p>国土交通省の告示に規定されている「調査（検査）項目」、「調査（検査）方法」、「判定基準」のとおりです。</p> <p>【平成20年3月10日国土交通省告示第282号】建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件  <a href="https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201703/00006549.pdf">https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201703/00006549.pdf</a></p> <p>【平成20年3月10日国土交通省告示第283号】昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件  <a href="https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201706/00006708.pdf">https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201706/00006708.pdf</a></p> <p>【平成20年3月10日国土交通省告示第284号】遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件  <a href="https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201703/00006550.pdf">https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201703/00006550.pdf</a></p> <p>【平成20年3月10日国土交通省告示第285号】建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件  <a href="https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201706/00006706.pdf">https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201706/00006706.pdf</a></p> <p>【平成28年5月2日国土交通省告示第723号】防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件  <a href="https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201703/00006598.pdf">https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201703/00006598.pdf</a></p>

定期報告に関するQ&A（八戸市）

Q15	定期調査報告、定期検査報告などの方法を記載したテキストはあるか。
A15	「特定建築物定期調査業務基準」一般財団法人 日本建築防災協会 「建築設備定期検査業務基準書」一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 「防火設備定期検査業務基準」一般財団法人 日本建築防災協会 などがありますので、そちらを参照してください。